

労働協約改訂交渉始まる 56項目・74要求を提出



組合本部
東京港区新橋5-15-5
交通ビル7階
発行責任者 上野 力
編集責任者 一柳 弘一

国労東海本部は労働協約改訂要求を7月27日にJR東海に提出しました。要求は各地方から出された多岐にわたる内容を改訂・改善と合わせ56項目・74要求絞り込み、団体交渉を行うこととしました。8月17日には要求の趣旨説明を行い団体交渉を開始します。

要求は総則人事に関する事項で5項目、組合活動・経営協議会等・団体交渉・苦情処理等に関する事項で2項目、勤務に関する事項で16項目、乗務員勤務に関する事項で4項目、賃金・諸手当・退職手当に関する事項で5項目、安全及び衛生・業務災害補償に関する事項で4項目、昇進に関する事項で4項目、専任社員・シニア契約社員・契約社員に関する事項で各1項目、社員に関する事項で4項目、その他・諸協定・服務規程・福利厚生に関する事項で8項目、社宅に関する事項で3項目となっています。

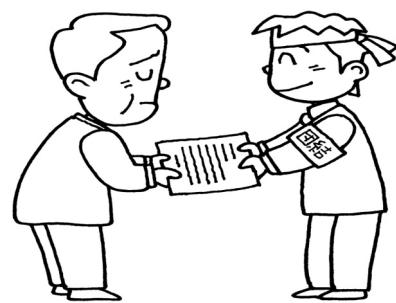
今年新型コロナウイルスが蔓延する中で『インフルエンザ等で会社が就業させない場合は有給の休暇に制度化すること』『在宅勤務について社員の不利益にならないようにすること』『インフルエンザ等の感染症対策を行うこと』などインフルエンザをはじめとした感染症や法定伝染病などに対する勤務の取扱いや有休の休暇を求めた要求となっています。新型コロナウイルスに対する問題は多くの組合員から寄せられていることから交渉も多岐にわたると予想されます。

また、『「更衣時間」を、始業前5分・終業後5分設け、勤務したものとみなすこと』とした要求では、今年、郵政の労働者に対する更衣時間を勤務時間とする判決が出されており、これらの判決の内容も精査しながら交渉を行うこととなります。賃金・諸手当関係では、新しい人事賃金制度の見直しで特殊勤務手当から月額制となる職務手当になったことで減額となつた職種がみられることから「職務手当は、旧制度の特殊勤務手当額を下回らないこと」として改善を求めた要求を行っています。

ハラスメントに関する事項ではすべてのハラスメントの根絶を目指すことは労使双方で認識し、実践する必要があることを訴え、明るい職場を作り上げるために重要な項目となっています。LGBTへの対応を求めた要求も社会的に重要な内容となっていることから交渉を行うことが必要な項目となっています。その他の要求は以前から交渉を行っているものを中心に改善を目指すこととしています。

これらの要求に対する趣旨説明では、『国労東海本部は、労働協約改訂交渉にあたり、「労働条件その他の労働者の待遇に関する基準」を定めた規範的部分について、組合員からのアンケート調査活動や話し合い行動などを取り組み、組合員・社員全員が「働きやすい職場の構築」を目指して改善要求を作成し、基本協約等の改訂要求としている。また、日本社会の労働者が置かれた状況と生活や意識の変化、他企業の動向、国会における議論と法改正の有無、労働事件の判決などをもとに団体交渉に臨むこととしている』と冒頭に述べ、要求作成の考え方と国労が交渉に臨む態度を明らかにしました。

団体交渉は9月まで行われ、この間に各地方や職場での三大要求獲得を並行して取り組むこととしています。また、バスや貨物においても労働協約改訂を目指して交渉が行われることが決定しており、職場の要求獲得とあわせて取り組みを強化していくことが求められています。



貨物・自動車でも

また、バスや貨物においても労働協約改訂を目指して交渉が行われることが決定しており、職場の要求獲得とあわせて取り組みを強化していくことが求められています。

交通共済 E-E-E

家族の幸せを災害から守る

火災共済 ⊕ オプション保障

火災共済の保障力を、さらにアップさせる新制度。

近隣の家へ損害を与えたときの「類焼損害保障」、日常生活での賠償事故に備える「個人賠償保障」、賃貸住宅で火事を起こした場合の「借家人賠償保障+修理費用」。火災共済とセット加入することで大型保障を実現します。

B1424401E2144-20150209



オプション保障(類焼損害費用保険、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険+修理費用)は、共栄火災海上保険(株)を引受保険会社とする保険契約であり、共済ではありません。詳しい内容は必ずパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。

みんなで暮らしをガード
交通共済 (JR職域生協)
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

被爆75年、今こそ核兵器廃絶を!



今年是被爆75年目の節目の年です。5年に1度の割合で行われている核拡散防止再検討会議(NPT)の開催年でもありました。しかし、コロナウイルスの影響で開催が1年延期となり、原水爆禁止関連の多くの行事が開催方法を変更せざるを得ない状況になりました。

コロナ禍で行動が制限されている中でも核兵器廃絶に向けた取り組みを進めることが重要になっています。

国労は被爆から20年になる1965年の岡山大会で広島地本委員長から提案された被爆国鉄労働者の救援活動の特別決議を満場一位で可決し、翌年の19

66年に全国の労働組合に先駆けて「原爆被爆者対策協議会」(被対協)を発足させ、今日まで活動を続けてきています。

被対協は「被爆組合員の生活と健康の保持についての問題を組織的に取り上げ当局との交渉体制を確立することや「被爆者の実態調査をする」などを中心に活動をはじめました。特に被爆二世に対する問題では実態調査を組織的に行い、被爆二世対策を世間に投げかけ、救援への道を切り開きつつあけてきています。

また、国労と被対協は被爆の証言や国鉄の被害状況や復旧、被対協の活動を掲載した冊子「この怒りを」を1971年8月の第1集から被爆60周年になる2005年8月の第8集までを発行、長崎では独自にDVD「『この怒りを』被爆60年特集長崎版」作成し、核兵器廃絶の取り組みに向けた資料として活用されてきています。

広島・長崎に原爆が投下されて今年で75年を迎えます。核保有国は核兵器の抑止力に固執し、現在でも13,000発を超える核兵器が存在すると言われています。

今、世界で122カ国が核兵器禁止を決定し、国際条約としての核兵器禁止条約も40カ国が批准し、あと10カ国が批准した段階で条約が発効することになっています。しかし、唯一の被爆国である日本はアメリカの核の傘に依存し、条約の批准を行おうとしていません。

また、原爆写真展で核兵器廃絶署名を行うことで政治的中立を保てないとして佐世保市が後援を数年断り続けるなど、被爆国にふさわしくない政治を行っています。

被爆から75年の節目の年に核兵器廃絶に向けて、署名をはじめとした取り組みを強めることが大切です。



第35回定期大会

書面大会開催決定

国労東海本部執行委員会は、東海本部指令12号で10月7日に名古屋市の特殊陶業市民会館で行うこととしていた第35回定期大会を書面で開催することとしました。

書面開催の理由として新型コロナウイルスが一向に収まらず、以前よりも拡大していることから組合員や家族の健康を考慮しました。

詳細については東海本部指令13号で発した通りとなります。

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

NEW! 生きるためのがん保険 Days 1

●がん発生率増加 - 海55歳まで

診断	がん 50万円 一部金として 5万円	手術	1回につき 20万円	がん先進医療	1回につき 15万円
特定診断	がん 50万円 一部金として	放射線	1回につき 20万円	複数回診断	がん 50万円 一部金として 5万円
入院	1日につき 10,000円	抗がん剤・ホルモン剤	1回につき 10万円 (一部金として) 5万円 (一部金として)	特定保険料 払込免除	
通院	1日につき 10,000円				

■標準治療(アフラックが)で標準治療を採用しております (引継ぎ保険会社)
アベニール株式会社 「生きる」を創る。アフラック
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階 東京第二法人営業部
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822 TEL.03-3344-1470 FAX.03-3344-2108